

野々市市家庭用感震ブレーカー 購入費等補助金



家庭向け感震ブレーカーの購入・設置に係る
費用の一部を補助します。

電気火災対策には、感震ブレーカーが効果的です

地震発生時に設定値以上の揺れを感知したときに、ブレーカーやコンセントなどの電気を自動的に止める器具です。感震ブレーカーの設置は、不在時やブレーカーを切って避難する余裕がない場合に電気火災を防止する有効な手段です。

対象者

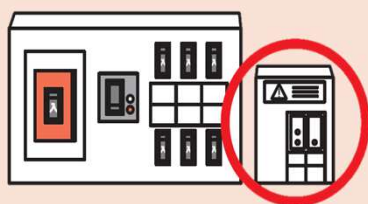
市内に住所があり、かつ居住している住宅に感震ブレーカーを設置する方
※賃貸住宅及び市内に住宅を新築する場合を含みます

器具

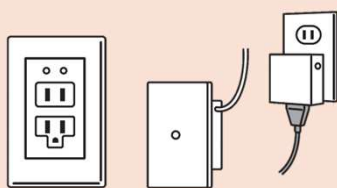
感震ブレーカーの主な種類



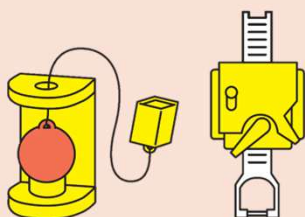
分電盤タイプ(内蔵型)



分電盤タイプ(後付型)



コンセントタイプ



簡易タイプ

補助の対象となる条件

分電盤タイプ:

「感震ブレーカー等の性能評価ガイドライン
(内閣府)」に基づく、感震機能付住宅用分電盤
認定制度の認証を受けたもの



コンセント・簡易タイプ:

「感震ブレーカー等の性能評価ガイドライン
(内閣府)」に基づく、消防防災製品等推奨制度
の認証を受けたもの



※これらの認証を受けていない場合でも同等の機能を
有すると認められた場合は補助の対象となります

補助額

感震ブレーカー本体の購入費用及び設置に係る費用(税込)の2分の1※100円未満は切り捨て
上限5,000円

補助手続きの流れ

「石川県感震ブレーカー設置促進事業費補助金」と併用して申請ができます
補助額は購入・設置費から県補助金の額を差し引いた額の2分の1とします
(例:6,000円のコンセントタイプを購入する場合、県から3,000円、市から1,500円の計4,500円補助を受けられます)

0

※購入する感震ブレーカーが補助の対象となるか不明な場合
事前に市へ(必要に応じて県にも)相談してください



1

補助の対象となる感震ブレーカーを購入する



2



県へ補助金の交付申請
(詳細は県HPをご確認ください)

(県から交付決定通知書が届いたら)



3



市へ補助金の交付申請
(詳細は市HPをご覧ください)

必要書類

- ・補助金交付申請書兼請求書
- ・購入した感震ブレーカーの設置写真
- ・領収書の写し
- ・通帳の写し
- ・住所が野々市市内であることを確認できる書類
(マイナンバーカードや運転免許証等)
- ・県交付決定通知書の写し



県HPリンク



市HPリンク

注意事項

- ・県の補助金を町内会等で一括申請した場合、市の補助金は申請できません
- ・申請期限は購入した日から1年以内です
- ・その他注意事項は市HPをご覧ください、下記問い合わせ先までお問い合わせください

問い合わせ先

野々市市役所総務課防災安全係

電話：076-227-6051 メールアドレス：soumu@city.nonoichi.lg.jp